# 第1編 財 政

第1章 令和3年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の状況

### 1. 健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
市町村名	(11. 25%~15%)		(16.25%~20%)		(25%)		(350%)	
	令和3度決算	令和2度決算	令和3度決算	令和2度決算	令和3度決算	令和2度決算	令和3度決算	令和2度決算
高知市	-	-	-	-	13.0	13. 6	173. 0	172. 2
室戸市	_	_	_	_	9. 4	10. 2	_	-
安 芸 市	_	1	-	_	5. 9	6. 7	_	-
南国市	-	-	-	-	7.8	7.3	72. 3	70.0
土佐市	_	_	_	_	12. 1	12.0	76. 5	77. 4
須 崎 市	-	-	-	-	13.6	14. 9	44. 7	60. 2
宿毛市	ı	ı	ı	1	11.4	12. 2	68. 5	88. 3
土佐清水市	_	ı	-	_	17.4	18. 5	80. 1	100. 9
四万十市	_	_	_	_	9. 7	10. 1	77. 7	84. 1
香 南 市	_	_	_	_	4.6	4. 6	_	_
香 美 市	-	-	-	-	9.8	9.9	-	-
東洋町	-	-	-	-	12. 2	12.7	62. 3	67.8
奈 半 利 町	_	_	_	_	0.9	1.0	_	_
田野町	_	_	_	_	3. 2	2. 7	_	_
安 田 町	_	_	_	_	7. 0	6. 4	0. 2	3. 3
北 川 村	_	_	-	_	△ 4.2	△ 4.7	_	_
馬路村	_	-	_	-	9. 0	8.9	-	-
芸 西 村	_	_	_	_	7. 2	7. 6	_	_
本 山 町	_	_	_	_	9. 5	9. 0	17. 7	25. 6
大 豊 町	_	_	-	_	3.0	2. 4	_	_
土佐町	_	_	-	_	7.4	7. 6	_	_
大 川 村	_	-	-	-	12.0	11. 3	-	-
いの町	_	_	_	_	9.0	8. 7	_	_
仁淀川町	_	_	-	_	1.1	1.4	_	_
中土佐町	_	_	-	_	11.7	11.0	_	_
佐 川 町	_	-	-	-	3. 3	3. 5	-	-
越知町	_	_	_	_	8. 5	8. 1	20. 3	35. 5
梼 原 町	-	-	-	-	3.9	4.0	-	-
日 高 村	-	-	-	-	7.6	8.6	8.8	-
津 野 町	-	-	-	-	△ 7.2	△ 7.8	-	-
四万十町	-	-	-	-	6.1	6.0	-	-
大 月 町	-	-	-	-	10. 3			31. 6
三 原 村	-	-	-	-	10.5	9.7	-	-
黒潮町	-	-	-	-	9. 6	9.2	-	-
市町村平均					9.8	10.1	44. 8	48. 3

注1 各比率名称の下の括弧内数値は早期健全化基準です。

## 2. 資金不足比率

(単位:%)

市町村名	特別会計名	令和3年度	令和2年度
高知市	国民宿舎運営事業特別会計	119. 5	_

<sup>(</sup>注)資金不足が生じている会計のみ記載

注2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率がマイナス値で算定された場合は「一」を記載しています。

注3 令和3年度決算に基づく実質公債費比率は令和元年度から令和3年度の3ヵ年平均です。

注4 市町村平均は加重平均です。

注5 前年度数値は前年度の確定値を記載しています。

# <参考>

## 【健全化判断比率】

一般会計等の実質赤字額 ○実質赤字比率 標準財政規模

連結実質赤字額 ○連結実質赤字比率 標準財政規模

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

○実質公債費比率 (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (3か年平均)

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額

+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) ○将来負担比率

標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(注1)健全化判断比率の算定における標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含む。

(注2)「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成20年度から健全化判断 比率等が公表されることになった。

#### 【資金不足比率】

資金の不足額 ○資金不足比率 事業の規模

資金の不足額

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てる ために起こした地方債の現在高一流動資産)-解消可

能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費 等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現

在高) -解消可能資金不足額

注3 令和3年度決算に基づく実質公債費比率は令和元年度から令和3年度の3ヵ年平均です。

事業の規模

事業の規模(法適用企業) =営業収益の額-受託工事収益の額

=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する 事業の規模(法非適用企業)

収入の額